

総務省 規制の事前評価書

(認定放送持株会社の認定の要件の緩和)

所管部局課室名：情報流通行政局 放送政策課

電話： 03-5253-5424

メールアドレス：housou-seisaku-kenkyu@soumu.go.jp

評価年月： 平成26年 2月27日

1 規制の目的、内容及び必要性

(1) 規制改正の目的

平成25年8月に公表された「放送政策に関する調査研究会」の「第一次取りまとめ」を踏まえ、認定放送持株会社制度について、認定要件の緩和等所要の改正を行うものである。

(2) 規制改正の内容

- ① 認定放送持株会社が傘下に置くことのできる基幹放送事業者の範囲拡大
認定放送持株会社に関し、一定の範囲で、現行の「子会社」（議決権保有50%超）のみならず、子会社に至らない基幹放送事業者も傘下に置くことを可能とする。
- ② 認定放送持株会社の認定に係る資産要件の見直し
認定放送持株会社の認定に係る資産構成に関し、現行の子会社基幹放送事業者等の株式が総資産の50%超であることから、株式その他傘下の基幹放送事業者等の適切な経営管理を行うために必要な資産（有形固定資産等を含む）が総資産の50%超であることに要件を緩和する。
- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）における役員等の定義の見直し
マスメディア集中排除原則における役員等の定義に関し、一層の明確化・柔軟化を図るための規定の整備を行う。

(3) 規制改正の必要性

- ① 認定放送持株会社が傘下に置くことのできる基幹放送事業者の範囲拡大
現行制度においては、放送の多元性・多様性・地域性を確保するため、基幹放送事業者に対して「支配関係」（議決権保有3分の1超や役員兼任等）を有する者が他の基幹放送事業者に対して「支配関係」を有すること等を制限（マスメディア集中排除原則）している。ただし、「認定放送持株会社」制度を活用する場合には、原則12までの「子会社化」（議決権保有50%超）を可能としている。
昨今の地方経済の低迷により、ローカル放送局において、既存の株主が放送事業者の株式を保有し続けることができない事態が発生していることを踏まえ、認定放送持株会社のもとで放送事業者の株式引受けや役員のパイプラインの派遣が可能な範囲を拡大する必要がある。
- ② 認定放送持株会社の認定に係る資産要件の見直し
認定放送持株会社自身が有形固定資産等を自ら保有し、子会社である基幹放送事業者に対し、これらの資産を機動的に資源配分する経営形態へのニーズが高まっていることを踏まえ、認定放送持株会社がそのようなグループ経営を円滑に推進することを可能とする必要があ

る。

- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）における役員等の定義の見直し
企業ガバナンスの態様や法人制度の多様化等を踏まえ、「支配関係」を有するか否かを、基幹放送事業者ごとの実態に即して判断するとともに、今後の実態変化にも機動的かつ適切に対応する必要がある。

2 規制の費用

- (1) 遵守費用
新たな遵守費用は発生しない。
- (2) 行政費用
新たな行政費用は発生しない。
- (3) その他の社会的費用
特段想定されるものはない。

3 規制の便益

- ① 認定放送持株会社が傘下に置くことのできる基幹放送事業者の範囲拡大
認定放送持株会社がローカル局の株式の引受け手となること等により、当該ローカル局等の経営基盤の強化を図っていくことが可能となる。
- ② 認定放送持株会社の認定に係る資産要件の見直し
有形固定資産等の機動的な資源配分により、認定放送持株会社によるグループ経営を円滑に推進することが可能となる。
- ③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）における役員等の定義の見直し
「支配関係」を有するか否かを、より基幹放送事業者ごとのガバナンスの実態に即して判断することが可能となるとともに、今後の実態変化にも機動的かつ適切に対応することが可能となる。

4 政策評価の結果（費用と便益の関係の分析等）

- ① 認定放送持株会社が傘下に置くことのできる基幹放送事業者の範囲拡大
規制による新たな費用は発生しない一方で、認定放送持株会社がローカル局の株式の引受け手となること等により、当該ローカル局等の経営基盤の強化を図っていくことが可能となることから、認定放送持株会社が傘下に置くことのできる基幹放送事業者の範囲を拡大することは適切であると考えられる。
- ② 認定放送持株会社の認定に係る資産要件の見直し
規制による新たな費用は発生しない一方で、認定放送持株会社によるグループ経営を円滑に推進することが可能となることから、認定放送持株会社の認定に係る資産要件を見直すことは適切であると考えられる。

③ 基幹放送の業務に係る表現の自由享有基準（マスメディア集中排除原則）における役員等の定義の見直し

規制による新たな費用は発生しない一方で、「支配関係」を有するか否かを、より基幹放送事業者ごとのガバナンスの実態に即して判断することが可能となるとともに、今後の実態変化にも機動的かつ適切に対応することが可能となることから、マスメディア集中排除原則における役員等の定義を見直すことは適切であると考えられる。

5 有識者の見解その他関連事項

「放送政策に関する調査研究会」の「第一次取りまとめ」（平成25年8月公表）において、以下の提言がされており、この内容を反映したものである。

< 1 (2)①関連 >

- (1) 認定放送持株会社制度を、子会社化に至らない形でのより緩やかなグループ経営の形態も可能とするものとして改めて位置付けた上で、1/3から1/2までの議決権保有を認める特例を措置すること
- (2) 認定放送持株会社と子会社に至らない基幹放送事業者との間で役員兼任を可能とする特例を措置すること

< 1 (2)②関連 >

- (3) 多くの認定放送持株会社が放送事業用の有形固定資産等を自ら保有している状況を踏まえ、「株式の取得価額」以外の資産であっても、放送事業用の資産と認められるものについては、これを分子に計上することができるよう、制度的な見直しを行うことが適当

< 1 (2)③関連 >

- (4) 認定放送持株会社の在り方は、マスメディア集中排除原則の在り方を含めて検討することが適当
- (5) 役員兼任による支配関係の定義を法律に一律に定義することが難しくなっており、支配関係の定義について一層の明確化及び柔軟化を図るための規定の整備を検討すること

6 レビューを行う時期又は条件

今後の認定放送持株会社のグループ経営や基幹放送事業者のガバナンスの実態等を踏まえ、必要があると認めるときは、所要の措置を講ずるものとする。

7 代替案との比較その他

代替案なし。